

# 尾張における「織田検地」「太閤検地」と在地社会

——天正十年代を中心として——

木 元 英 策

はじめに

尾張はいうまでもなく織豊政権発祥の地であり、天正十年代は時代が近世に向けて急速に収斂されてゆく時期にあたる。

その天正十年代の尾張の支配体制を大別すると、織田信長の次男信雄の時代と豊臣秀吉の甥秀次の時代とに分けられる。信雄の尾張支配は同十年（一五八二）六月の清洲会議によって尾張襲封が決定したときをもってはじまる。それから信雄の尾張支配は同十八年の小田原落城後の失脚まで続き、同年七月、その信雄に代わって秀次が尾張を領すことになる。その間、信雄支配下の同十一年・十四年、そして、秀次支配下の同十九年から二十年にかけて、検地が計三回実施されている。

織豊政権下における検地については、織田政権が畿内および周辺の征服地で実施した検地を「織田大名検地」としてくり、「太閤検地」と区別するのが一般的である。<sup>①</sup> その太閤検地は、秀吉が天正十三年に関白となつて以降、天皇の秀吉に対する全国的支配権の委任を背景に、確定した分国内で実施される統一検地のことをいう。<sup>②</sup>

時期的にみるなら、信雄の二回目の同十四年検地は秀吉の関白就任以降にあたり、さらに近江国今崎の引接寺に

は同十一年七月七日付「江州蒲生郡保内今庄家」の検地帳<sup>③</sup>があり、それが太閤検地の例とされていることから、信雄が尾張で実施した一回目の同十一年検地についても、太閤検地といえなくはない。

しかしながら、その同十一年検地が天下統一戦争における秀吉との対決をひかえ、領国経営を強化する目的で実施していることは明白であり、同十四年検地も、小牧長久手の合戦の和睦後の領国再編のために実施したものである。加藤益幹氏はとくに二回目の信雄の検地について太閤検地であるかどうか「微妙」だとしつつも、「信雄領国内での独自の検地と位置付ける必要があるのではないか」という見解を示し、それが貫高制を基本にしていることもあって、太閤検地と区別している<sup>④</sup>。したがって、信雄の検地を「織田検地」、秀次の検地を「太閤検地」とすることができよう<sup>⑤</sup>。

ただし、二回目の信雄検地は「太閤検地高と比べ決して遜色のないものと考えられ（中略）近世的知行制の内実を備えたものであった」と評価されている<sup>⑥</sup>。信雄検地が貫高制、秀次検地が石高制に基づいているという別はあるにせよ、両検地は年代的に近接しており、どのような差異があるのか、それともないのか。その歴史的意義を再評価するためには、両検地を詳細に比較検討する必要があるだろう。ところが、両検地を個別に検証した研究はあるものの、管見のかぎり、比較検討を試みた論考はなかったように思える<sup>⑦</sup>。

とはいえ、あらゆる視点から両検地を比較検討するには、筆者の能力や紙数の関係からいって無理がある。そこで本稿では、両検地が在地社会にどのような痕跡を残したか——という一点にしぼり、分析を試みた。

ご承知のとおり、土地制度面における太閤検地の通説的評価は①同検地の実施によつて中間搾取層（地主・土豪・地侍）を排除して耕作人から直かに年貢を納めさせる「一地一作人」制への道を開いた②村単位の「高」を把握することにより、中世的な郷村という重層的な区分が廃止されて近世的な「村」の基礎を築いた——の二点に示ほられよう。とくに本稿が注目するのは①の地主層をめぐる在地の動向である。「加地子」に代表される得分が地

主層に集積され、太閤検地によってその中間搾取分が否定されるという見解は、一部を除いて、いまだ中近世移行期研究の主流を占めているといえる。

しかし、「加地子」はいうに及ばず、「得分」「徳分」その他の表現を含めても、残念ながら、当該地域の史料にはいわゆる戦国期特有の得分が用語として史料に現われるケースは少ない<sup>9)</sup>。さらに年代を天正十年代にかぎるとなると、時間的制約も加わり、なおさら困難となる。

こうした制約を克服する手段として、本稿は尾張熱田の地主である加藤一族の土地・得分集積に注目した。

加藤一族は信長の父信秀の時代から史料に現われ、得分という用語こそ出てこないものの、その集積の状況が信雄の領国時代から秀次の時代に至るまで確認できる(詳細は後述)。こうした方法論により、どこまで本稿の目的を達成できるか不安な面もあるが、今後の研究に資するための一定の成果は残せるのではないかと思う。

また、織豊政権の故郷である尾張という一国に注目し、天正年間における定点観測をおこなうことにより、当時の権力が在地社会の状況をどのように把握して支配していったか、その変容の一端を窺うという副次的な成果にも期待している。

## 第一章 検地の通説的評価

### 一 信雄検地の歴史的経過と評価

(検地以前)

天正十年(一五八二)六月二十七日の清洲会議で信雄が尾張を襲封した直後の時期にあたる。

当時の尾張について、加藤氏は「特に土地制度などを通じて、信長家臣団の本領であるが故に古い制度がそのまま残っている。むしろ新しい政策は、一向一揆との戦いの中で、畿内・近国の方で表れてくる」と指摘しており、<sup>10)</sup>

史料から、信雄が家臣団に対して「買地安堵」や「遺跡安堵」を中心とする従来の領国支配を実施していたことが確認できる。

いくつか例を挙げると、まず同年八月十日付の尾張国那古野天王坊へ宛てた信雄判物（安堵状）に「当寺領買得分都合八町余但徳分三拾五貫文、屋敷共、如前々全不可有相違状如件」とある。続いて、同年同月二十七日付の尾張国二宮（大縣社）宛て信雄判物（同）にも「引得来田畠合拾五町貳段小余、并屋敷貳十壹所、徳分參拾七貫貳百文、如前々可進退者也」として、寺領や得分・屋敷を「前々のごとく」安堵する文面となっている。また、いずれの史料にも「徳分」という表記があり、当該地域の史料に得分が用語として記載される希有な例でもある。

（天正十一年検地）

政治的には賤ヶ嶽の合戦で柴田勝家（織田家重臣）と織田信孝（信長三男）が秀吉に敗れ、それまでの信雄と秀吉との連携関係が崩れてゆく時期にあたる。その天正十一年（一五八三）八月から九月にかけて信雄は一回目の統一検地を実施する。

検地帳が存在するわけではないものの、この期間に相次いで発給された奉行人奉書によって確認できる。いずれも同検地にもとづき、家臣に所領を宛行つた際に発給したものである。

たとえば、尾張国松ノ木を本貫とする吉村氏吉に対する奉行人奉書には「松の木」（海西郡）の本貫地とは別郡に属する「すわき」（中島郡須脇）「よこへ」（同横江）など、宛行われた所領は「合拾四ヶ条（所）」（〓）「三千貫余」に及んでいる。一方、この検地で把握された知行貫高をベースにしたとされる『織田信雄分限帳』の記載高をみると、同じ郷村内に複数の家臣が所領を宛行われていることがわかる。

以上のことから、同検地は「家臣の知行地」ごとに検地で再把握したものではなく、統一的な検地原則の下に、村などの地域を単位として一円的な収納高の掌握がまず実施され、その後で家臣の分限に応じて知行高を割り当てて

いったことを示している」と評価されている<sup>15</sup>。たしかに、本貫地や給恩地さらには買得地ごとに把握・安堵していた家臣団の所領高が、旧地にとらわれず検地後の貫高で細かく割り当て直された結果、知行高に基づいて知行替が実施しやすくなったという意味において、近世的な知行制度の萌芽を示しているといえる。

ところで、本稿の論点とは直かに関わり合いのない事柄ながら、定点観測という面では重要だと考えられるため、同検地の特徴の一つに寺社領の没収があることを付記しておきたい。その根拠としては①『織田信雄分限帳』に記載される尾張の寺社領が信長・信忠（信長の嫡男）の時代に比べてはるかに少ないこと②後年の史料で「従国方前々山・屋敷・田畠、寺領等悉有御闕処ニ、今度我等為新奇進」と記載されていたこと<sup>16</sup>が挙げられよう。また、こうした寺社領の没収が家臣の所領高を増やす目的だったことは、尾張と共に信雄の領国を形成する伊勢の伊勢外宮神官（渡会久能）が「今般以神税可被附置人給御定有之由、頗驚怖之至也」として、「神税」（神領）が「人給」（家臣の給地）に付け替えられることに、驚きと恐れの感情を表していることで判明する<sup>17</sup>。

秀吉との対決をひかえ、同検地には家臣団の軍事的結集を図る目的があったことは明らかである。

（天正十四年検地）

天正十二年（一五八四）十一月十一日、信雄は秀吉と講和するが、その前から被占領地を踏まえた知行替がおこなわれたことは『織田信雄分限帳』からも読みとれる。同分限帳には「三ヶ一引」と記載される家臣の知行高が目をつくる。秀吉と小牧長久手の合戦を戦った結果、秀吉に領国内の一部を浸食されたことにともない、家臣の旧知行地の三分の一を一律カットしているのである。したがって、同分限帳が天正十一年検地をベースにしているのは前述したとおりであるが、分限帳が合戦後の所領減に対応して知行替がおこなわれた内容を含むものであることも確認できる<sup>18</sup>。

一方、天正十四年七月に信雄の印判状が相次いで発給されているが、それらは小牧長久手の合戦以降、必要とな

った領国再編成のために家臣団の知行高を再検した結果である。

次の史料から、この天正十四年検地の実態が垣間見える。

《史料一》（『愛知県史 資料編12』所収の「猿投神社文書」一一三三）

天正拾四年七月二十四日尾州織田大納言殿御國中御検地被成候而、御繩を以当社も三百七拾五貫三百文余、猿投・神郷両郷以御寄進□□弘見・深見一所二所務仕候者也、

神郷は三河国賀茂郡に属するが、当時、尾張国高橋郡に編入されており、猿投社領の両郷（猿投・神郷）が検地を受けた事実、そしてそれが「国中御検地」（統一検地）であったことがわかる。また、戦国大名検地の多くが「指出」にもとづく検地であるのに対して、「御繩」（繩打ち・繩入れ）の表現があることは注目できる。

また、ほかの史料にも「惣繩之内へ入申事候間」という表現もみられる。実際に繩打ち、つまり測量がおこなわれた可能性は否定できない。史料では「三百七拾五貫三百文余」という貫末満の高が記載されており、同検地については「知行地ごとに詳細な高把握が進められて一貫末満の文単位まで表示されており（中略）、一段と在地掌握の強化がはかられている」というのが通説的な評価である。<sup>20)</sup>

## 二 秀次検地の歴史的経過と評価

天正十八年（一五九〇）七月、尾張の支配を信雄から引き継ぐ形となった秀次は、翌年十二月に関白に就任し、京の聚楽第で政務を執る。このことから、検地をおこなった同十九年から同二十年にかけて秀次は国元を不在にすることが多く、その領国支配に疑問が投げかけられてきた。<sup>21)</sup>

その一方、播磨良紀氏によって秀次の尾張支配に関する史料が紹介され、秀次の尾張支配が見直されつつある。<sup>22)</sup>

詳細は播磨氏の記事に譲るとして、紹介された史料（三重県四日市在住の竹中輝夫氏所蔵文書）は、天正二十年六

月十日の九ヶ条に及ぶ「条々」である。「国中法度之事、如前々置目」という第一条にはじまり、「国中堤之事」や「当城普請之事」などについて秀次が事細かに家臣へ指示した内容になっている。ここでいう「国中」は尾張、「当城」は清須城だと考えられ、緊急性のある事業については「京都へ注進に及ばず」とあり、播磨氏は、京都聚築第に滞在した関白秀次が具体的に尾張支配をおこなっていたことを示す貴重な史料として<sup>(23)</sup>いる。

さて、この前提を踏まえて、秀次が定めた「検地条目」(十九ヶ条)を次に掲げる。

《史料二》(『愛知県史 資料編13』所収の「一柳家文書」二二二)

#### 定検地置目事

- 一 上田 壺石五斗
- 一 中田 壺石三斗
- 一 下田 壺石壺斗
- 一 上畠 壺石
- 一 中畠 七斗五升
- 一 下畠 五斗
- 一 山畠・野畠見及次第可入念事
- 一 壺段二付而五間・六十間事
- 一 さをの木遣候間、如本拵可打事
- 一 升京判たるへき事
- 一 於在々所々下々対地下人等、諸篇みたりの儀於申懸者、其主人共可為曲事間、入念可申事
- 一 棹打之下奉行・同さほうちの者共悉誓紙申付、并横目可出遣事

尾張における「織田検地」「太閤検地」と在地社会

- 一 檢地面々勿論可為自賄、ぬか・ハラ・薪・さうしの儀ハ、如置目亭主に相理可召置事
  - 一 さをうちの場にて百姓と棹打者共、寄合さゝやく儀可為曲事
  - 一 檢地之面々上下共二一粒一錢禮儀・札物召置族有之者、已来き、出次第可為曲事
  - 一 重而奉行を出し、在々所々田畠うたせ可見居間、相違儀於有之者、さおうち主人曲事たるへき事
  - 一 於在々所々右置目通百姓召使、あまねく合点仕様ニ可申聞事
  - 一 其郡の絵図、隣郡堺目并山・川・道入念書付可上候事
  - 一 みち・橋儀是又念を入可申付事
- 右条々、聊不可申断者也、

天正拾九年八月廿日 秀次（黒印〓印文「秀次正道」）

一柳四郎右衛門尉

上・中・下田ごとの斗代や京升の使用、さらには棹入れによる実測や檢地奉行の立ち合いなど、まさしく大閤檢地の特徴を備えた置目といえる。

しかし、問題はこの置目が尾張国内に対して出されたものか否かである。尾張を留守にしが違った秀次は、藤田恒春氏の研究により、天正十九年一月下旬から七月九日まで清須に在城していたと考えられているが、そのあと秀次は奥州仕置のために出陣している。つまり、同年八月二十日の日付を有する「檢地置目」は、奥州出陣中に出されたものである。このため、これが尾張檢地に備えたものなのか、それとも、奥州仕置に関して奥州檢地置目として定められたものなのか見解が分かれている。

尾張檢地説に否定的な見解として、後述する天正二十年の檢地帳の石盛（とくに畠地）がこの檢地置目より低く見積られており、逆に奥州檢地置目に類似することを主な根拠とする。<sup>25)</sup>

一方、このころ秀吉は、諸大名に「一国御前帳」（石高帳）や郡図の差し出しを求めており、検地条目の最後の二ヶ条に郡図作成に関する項目が含まれていることから、秀吉のこうした政策に対応するため、尾張でも、天正十九年に御前帳・郡図作成と検地がおこなわれたという見解も示されている<sup>(26)</sup>。

いずれにせよ、置目は尾張一宮で黒田藩（三万石）を立藩して藩主となった一柳四郎右衛門尉（直盛）へ宛てられたものであり、秀次に属していた直盛が奥州にいたか尾張にいたかにより、状況は変わってくる。

条目を出した九日後、直盛が尾張にいたことを類推させる秀次書状がある。

《史料三》（『愛知県史 資料編13』所収の「一柳家文書」二一四）

松茸到来寔細々懇志之事令祝着候、其地検地已下儀不可有由断候、謹言

八月廿九日

秀次（花押）

一柳四郎右衛門尉殿

松茸を贈られたことへの感謝と「其地」の「検地」実施を求める内容となっている。奥州出陣中の秀次が「其地」という表現を用いる以上、それが奥州以外のどこかであると考えるのが自然だろう。中野氏は、秀次の与力大名（直盛とは別）が尾張に在国している例をあげており<sup>(27)</sup>、そうだとすると、直盛もまた尾張にいた可能性は高いといえよう。直盛は尾張にいたからこそ、奥州出陣中の秀次へ松茸を贈ったのであろう。

年が明けて天正二十年になると、実効的に検地がおこなわれたことを示す痕跡が史料に現われてくる。

たとえば、二月一日付で秀次が家臣の徳永寿昌に「今度尾張國中検地被 仰出付而在々所々免合之事、徇被請取、郡内村々田畠之高下能々入念見計土免可相究<sup>(28)</sup>」と命じている。尾張の「國中検地」について、入念な検見をおこなう、「免」の判断を慎重におこなうように指示している。また、同じ二月十一日付で秀次の家臣吉田勝親が尾張国小松寺に対して「今度尾州御検地」に関して寺領も、「惣国」なみに「杖」をあてることや「検地」帳」を作るこ

とを指示している。また、この寺のものではないが、いつくか検地状（帳）も伝来している。

そのひとつが、三月十一日付の「尾州智多郡大野ノ内湊村御検地状」<sup>29</sup>である。この検地状は、紙数六十六枚に同村内の「屋敷方」について「上 三畝壹歩 三斗六升四合 与右衛門」などと、等級・面積・斗代・名請け人の名を書き上げたものである。また、四月吉日付の「尾張国海東郡内津島北郷御検地帳」<sup>30</sup>は、前述したとおり、条目を奥州検地に対するものだとする説の根拠に用いられる史料でもある。

こうしてみると、信長・信忠、そして信雄の初期の支配下において「買地安堵」ほかの中世的な支配が続いていた時代からみると、僅か十年足らずで尾張が近世的な支配体制に移行したともいえよう。

それでは、信雄検地と秀次検地が、それぞれ在地にどのような変化を与えたのか——みていきたいと思う。

## 第二章 「織田検地」「太閤検地」と在地社会

### 一 地主加藤氏の土地集積

《史料四》（『愛知県史 資料編10』所収の「西加藤家文書」一四六七）

就売買之儀、先ニ任判形之旨、田島井屋敷、万下地等事、縦被官役、又売主雖為退転、諸事令免許之上者、不可有相違候、并俵物質出入事、国中之札馬食上之儀在之共、如此判形相違之上者、海陸共可往反候、彈正忠被申調之、出置上者、不混自余、於末代不可有別儀者也、仍状如件、

天文十式癸卯

二月廿一日

（織田達勝）  
（花押）

賀藤図書助とのへ

同隼人佐とのへ

同又八とのへ

《史料五》(『愛知県史 資料編11』所収の「西加藤家文書」三〇八)

今度国中欠所候儀雖申付、代々免許在之上者、不可有別儀、於向後買徳田地等縦為何雖為下地、不可有異儀、然者前々売買之儀ニ付而出置判形之儀、於末代聊不可有相違、次其方門外江出入之俵物之儀、國中札雖召上候、質物事候間、可有往反并新儀諸役不可在之候、自然如此免許類令棄破雖申付、数通判形出置上者、於何様之儀、以此旨罷上、理可申者也、仍状如件、

永祿六

十一月 日

(織田信長  
花押)

賀藤全朔

賀藤紀左衛門尉殿

いずれの史料も、織田家から尾張国熱田の地主(土豪)加藤家へ宛てた判物である。同じような内容の判物であるが、時代と発給元が異なっている。まず《史料四》は、尾張下四郡の守護代織田達勝の発給文書で、このころ守護代の達勝は、実権を奉行の織田弾正家に奪われており、《史料四》中の「弾正忠被申調之」というくだりの弾正忠は、信長の父信秀を指す。形としては守護代が加藤順光(賀藤凶書助)と加藤延隆(賀藤隼人佐)の兄弟らに対して、田畠や屋敷などの財産、商売上の権利を保証する判物となっている。

その加藤氏は源頼朝に仕えた御家人の加藤景廉を始祖とし、その景廉七世の子孫・景政の代に伊勢山田を経て熱田に移住したと伝わる。さらにその景政の四代後、景繁の子(順光と延隆)の時代に兄弟がそれぞれ東西両家に分かれる<sup>(31)</sup>。それが東加藤家初代の順光と西加藤家初代の延隆(法名・全朔)である。

こうして事実上信秀に安堵された加藤家の財産と商売上の権利はその二十年後の永祿六年(二五六三)、信長に

よつて、ふたたび西加藤家の延隆（全朔）と孫の景延（紀左衛門尉）に安堵されている。この年、信長は尾張統一の過程で生じた闕所（没収地）の宛行を総点検しており、西加藤家の延隆は、自らの権利を守るため、あらためて信長に安堵を求めたのである。

加藤家が金銭業や海上交易を営んだ豪商であることは、「俵物質出入事」「質物事候間」、「海陸共可往反候」などのくだりからも明らかである。同時に、「田嶋井屋敷」、「買徳田地等」とあり、加藤家は土地・得分集積をおこなう地主（土豪）層でもあった。

交易や金融業で稼いだ資金をもとに土地を買い集め、とくに海浜での開発を進めていた。<sup>33</sup> そのことは次の売券史料によつて確認できる。

《史料六》（『愛知県史 資料編11』所収の「西加藤家文書」七九六）

永代売渡申吉野之事

合式しる者 在所、西さんまいのゑむかい也、西馬場殿野とさかい也、東ハ中尾二兵衛殿よし

野坂井也、

北ハ賀藤又左衛門尉殿・同伝三殿・中村二兵衛殿坂井也、

南ハ五女し宗右衛尉つゝミしろをさかい也、

此内売しるハ、にしハ高嶋毛助持分を坂井、きたハあさい新助殿野をさかい、みなミは五女し与一郎殿野をさかい、ひかしハ加藤伝三殿持分也、

右彼野ハ中野彦六郎雖為持分、依有用要候、代銭四百五十文ニ加藤喜左衛門殿へうりわたし申所実正也、諸公事一銭も有間敷候、如此うりわたし申上ハ、於子々孫々もいらん申者有ニ付而、此以状あくたうの御さいはんあるへく候、天下一のねんきとくせい入候共、於此野ニハ入申間敷候、仍後日状如件

奥村源右衛門

元龜三年壬申三月廿日

吉次(花押)

中野彦六郎(略押)

賀藤喜左衛門殿

西加藤家初代延隆(全朔入道)の孫・景延(喜左衛門)が元龜三年(一五七二)三月に、中野彦六郎から吉野(葭野)を買い取った際の売券である。また、この葭野に隣接する加藤伝三(景好)は、買主である景延の弟であり、同じ年の九月、こんどは、その伝三(景好)が「あれの(葭野)」を買い取っている。このことは、前述したとおり西加藤家が海浜で土地集積を進めたことを示す証左となるものであるが、いずれの土地も「諸公事一銭も有間敷候」とあり、年貢負担のない土地であることがわかる。買い取った土地はいずれも葭野や荒地でもあり、土地の余剰生産物である得分収取が目的であるというより、海浜部を開発するため、土地そのものを得ることが目的の単純な土地集積といえる。

しかし、西加藤氏は永禄六年の時点で信長から買得田地の安堵を受けており(前述)、天正年間になっても得分の集積を進めていたことを示す史料もある。

二 信雄の「天正十一年検地」と西加藤氏の「得分集積」

《史料七》(『愛知県史 資料編12』所収の「西加藤家文書」六七三)

永代うり渡申田之事

在所きつねつか下、西ハ道畠をさかい、ひかしハ其方之田さかい也、北ハ岡部又

合半段

右衛門殿田をさかい也、南ハ亀井さうあミ田をさかい也、いけハ同岡部又右衛門

尾張における「織田検地」「太閤検地」と在地社会

田とあいいけ也

右彼田ハ雖為亀井おく一もちふん、依有要用代錢貳貫五百八十文賀藤伝三殿へ永代うり渡申所実正也、但色成五十文、賀藤隼人殿へ可有御納所、於此外諸事壹錢も有間敷候、為何年記徳政入候共、於此田者相違有間敷候、子々孫々ニおゐて違乱申者出来候共、盜賊之可有御沙汰、仍為後日永代うり券之状如件、

天正十二年きのへさる十一月一日　せあミ（花押）

おく一（略押）

### 賀藤伝三殿

まいる

ここには、西加藤家の伝三（景好）が「亀井おく一」という者から「半段」の田地を買い取ったことが記されている。また、伝三は前述したとおり、海浜部の荒地を、やはり「亀井」という者から買い取り、その後、土地の開発につとめたとみられるが、《史料七》に基づく売買は、明らかに得分収取を目的にしている。

まず、「色成（年貢）五十文、賀藤隼人殿へ可有御納所」とあることから、西加藤家の当主とみられる隼人（景延、買主・伝三の兄）の名田がこの田地の本名（親名）であり、伝三は取得後、兄に色成年貢五〇文を代納してもらうことになるが、当然のことながら、年貢は余剰生産物の一部であり、伝三は年貢以外の余剰生産物（得分）もあわせて収取しているはずである。

この売券には得分の表記もなく、斗代も示されていない。だからといって、得分がないわけではない。《史料六》の場合、年貢負担が一切なく、しかもそれが葭野や荒地であったがために単純な土地集積と考えたが、《史料七》の場合はやはり、得分集積だと考えざるを得ない。このように斗代が明示されず、得分収取権として売買される例は泉南地域の売券史料に広範にみられる。

《史料八》（『熊取町史 I』の「中家文書」一五五）

（端裏書）

「サノ」

賣渡申 田地之事

セマチニツ

合三百卅歩、沙野、ラク代之ハセヲリニ有也、

公方ハ石源殿方ナリ、

限四至 東南

西北

（中略）

神定ノ

賣主右近太郎（略押）

永正拾七年庚辰八月九日

買人中左近方

斗代は不明ながら「公方（公方年貢）」の負担がある点において、《史料七》と同じ形態である。この売券について筆者は得分収取権売買、つまり「職」の売買に近いものであったと考えた<sup>36</sup>。売券に「加地子」「徳分」などの表記があり、斗代が記載されるケースと異なり、《史料八》は得分を収取する権利のみを得たという解釈である。得分の売買では、その年の作柄にかかわらず売券に地主の取り分として一定の斗代が明示され、「水損」「日損」などの被害があっても一定の斗代を得られるケースがあるのに対して、後者の場合、豊不作の影響をまともに受けるこ

となる。<sup>36</sup> その意味では、地主の権利としてはなほだ不安定なものであるにせよ、以上の結果から、西加藤家は天正十二年（一五八四）十一月一日の時点でも引き続き、得分を集積している事実が浮かび上がってくる。

一方、この得分売買の十日後には信雄が秀吉と単独講和し、その後、所領縮小にともなう領替をおこなう時期にほぼ相当し、また、前年には天正十一年検地もおこなわれている。同検地は前述したとおり、秀吉との対決に備え、寺社領を家臣に与えてまで軍事力強化を図ったことも明らかになっている。にもかかわらず、地主（土豪）層の得分売買は検地以前と同じようにおこなわれている。

秀吉との天下統一戦争に絡み、天正十年九月一日付で信雄は熱田大瀬子与三郎（西加藤一家の家勝）に「諸買得永代下地欠所等」について安堵する判物<sup>37</sup>を与えており、合戦という特殊事情が得分売買を容認していた面も否めないが、やはり、検地から一年以上たつてなお、事実として在地で得分売買（厳密には得分収取権売買）がおこなわれていることが重要である。

この天正十一年検地が近世的支配体制の先駆けとなった歴史的意義は認めるものの、こと得分売買という面からみると、信長の生前に実施された「織田検地」から前進したとはいえない。

たとえば、その「織田検地」として著名な越前検地のうち、天正五年（一五七七）二月二十四日付の天谷村<sup>あまだん</sup>のケースでは、検地役人らによる「天谷御百姓中」宛ての「打渡坪付」<sup>38</sup>が伝存しており、それにもとづいて村高が確定され、さらにはのちの「太閤検地」を思わせる「一反あたり約一石五斗」の「高」<sup>39</sup>（本年貢と得分を含めたものであると考えられる）が打ち渡されている。

この検地も近世的な支配への先駆けとしては信雄のそれと同等の評価が得られているが、<sup>40</sup>その後、同地域で引き続き得分売買はおこなわれており、<sup>41</sup>やはり、地主の得分は在地に残されたままであった。

それでは、秀次検地の実施で在地における得分の収取に大きな変化がみられたのかどうかをみていくことにする。

三 秀次検地と西加藤氏の「得分集積」

尾張における秀次検地は石高で把握され、前章で述べたとおり、貫高表示される信雄の検地と区別されるものだと考えられている。しかし、次の史料は、天正十九年八月に尾張に検地置目(《史料二》)が出されたあと、西加藤家が畠地を買い取った際の売券である。

《史料九》(『愛知県史 資料編13』)所収の「尾張国熱田領内売券借用状」(二三七)

永代売渡申畠之事

在所田島口也、東ハ加藤彦三殿・竹田ようしゆへ畠さかい也、南

合老段者五百文成

ハ竹田小兵衛殿畠さかい、西ハ千秋殿田さかい、きたハ竹田又蔵

殿はたさかい也、

右彼畠者雖為大之助持分、依有要用代錢貳貫二百文ニ加藤伝蔵殿へ永代うり渡申所実正也、諸公事一錢も有ましく候、為天下一同之年記徳政入候共、於此畠者相違有間敷候、子々孫々ニおゐて違乱申者出来候者、盜賊之可有御沙汰候、仍為後日永代売券之状如件、

うり主田中鹿野大之助

天正十九年かとの卯霜月廿六日

(花押)

同女共「一」(花押)

加藤伝蔵

参

まず、秀次検地が実施されたとされる以降の史料であるにも関わらず、西加藤家の伝蔵(伝三＝景好)が《史料七》に引き続き、得分の集積をおこなっている事実である。畠地である以上、何らかの生産物を生みだしており、

尾張における「織田検地」「太閤検地」と在地社会

《史料六》にあるような「吉野（葭野）」の土地売買、つまり、単純な土地売買と異なり、余剰生産物（非得分）をとまなう土地であると考えられるからである。

次に、「合巻段者五百文成」と貫高表記されている部分に注目したい。

まず、この「五百文」は何を指すのだろうか。一段（反）という土地の面積に対応する貫高であることから、土地の余剰生産物であることは明らかであるが、当然のことながら余剰生産物には年貢負担分と地主の取り分である得分が含まれる。たとえば、相模国の後北条氏の場合、田地は一反あたり五〇〇文、畠地は一反あたり一六五文の年貢高を標準としている。<sup>(42)</sup>この後北条氏領国のケースからみるかぎり、五〇〇文を畠地の年貢負担分のみとしたら、余りにも斗代が高すぎる。

一方、泉南地域の例になるが、当該地域の地主である中氏が集積した得分（加地子）の買得額（投下資本）と加地子収取額（回収額）の関係をみると、およそ五・三年で投下資本を回収している例がある。<sup>(43)</sup>《史料九》の場合、伝蔵の買得額（投下資本）は二貫二〇〇文であり、仮に五〇〇文すべてが地主の取り分としての得分だとするならば、およそ四・五年で投下資本を回収できることになる。泉南と尾張との地域性はあるとはいえ、この五・三年（泉南）と四・五年（尾張）の差をどうみるかである。泉南地域は得分斗代の高い地域として知られており、地主層の力がその他の地域より大きかったことを示している。<sup>(44)</sup>そうすると、泉南地域より、尾張のほうが早く投下資本を回収できることに若干疑問が残る。五〇〇文には、伝蔵が収取すべき地主の得分のほか、年貢負担相当が含まれていると考えた方が理解しやすい。

だとすると、やはり貫高表示されている点が気にかかる。尾張の売券の中には貫高表示されるものが少なくなく、秀次が尾張に入部する直前の史料に次のようなものがある。

《史料十》『愛知県史 資料編13』所収の「西加藤家文書」(三二)

尚以相給人各々ニテ取候て、可遣候事、已上、

当知行分熱田之内名田方之内を以八拾八貫六百文、并御加増分法願寺之内を以百三貫三百七十七文を、任

御朱印之旨所務等之儀可被申付候、中納言様被成御座次第二御書相調重而可進候、恐々謹言、

天正十八年

田中兵部太輔

九月八日

吉政(花押)

加藤隼人様

まいる

まず、同史料に「相給人各々ニテ取候て」とあることから、信雄の検地によつて「熱田之内名田方之内」に他の被官層と加藤隼人(西加藤家当主の景延)の知行地(名田)が「相給」になつていたことが確認でき、信雄の検地を地主層の土着性に斬りこんだものとして、あらためて評価できる。また、天正十八年(一五九〇)九月の時点で尾張はすでに「中納言様(秀次)」の領国になつているものの、秀次はまだ入国しておらず、秀吉の「御朱印」、つまり秀吉の命によつて岡崎城主田中吉政が西加藤一族に対して、知行地(名田)計一九一貫六七七文を安堵しているのである。信雄の二回の検地を経て、貫未満の文単位で知行高が把握されていることは前述したように注目できる。

しかしながら、前述のとおり、先に提示した《史料九》は、秀次が尾張に入部して天正十九年検地と呼ばれるものをおこない、「上畠 壱石」「中畠 七斗五升」「下畠 五斗」という太閤検地の置目を定めたあとの史料である。それではなぜ、石高で表示されないのだろうか。それについて、秀次がおこなつた尾張の検地を幅広く検証した中野氏は「尾張の天正十九年検地は「御前帳」の徴収を前提としたということもあつて、在地にもその痕跡を遺していない」と論じている<sup>(45)</sup>。つまり、この年の検地は時間的制約があり、机上の作業がかなり大きな比重を示してい

たというのである。

ただ、そうであつたとしても、いくつか検討すべき事柄がある。

まず第一に、天正十四年の織田検地によつて権力側の在地把握は進歩した。しかしながら、それから五年たった同十九年の時点においても、売券の形で土地（畠地）の得点が売買されているのである。それは、地主層が五〇〇文から年貢負担分を差し引き、残りの得点を収取できる体制がその間、温存されていたことを意味しているといえよう。そのことは、信雄がおこなつた検地が地主の取り文である中間搾取分（得分）を領国の収取体制に包摂する意図を持つていなかったことを意味しているのではなからうか。

また次に、同十九年の秀次検地の実効性には疑問が残りながらも、秀吉が天下統一後、全国の大名から徴収した一国御前帳（石高帳）が前提にあるかぎり、やはり貫高表示という旧検地（信雄の検地）下の原則によつて得分売買されていることは、ある意味、地主側の大閥検地への対応という見方もできよう。この時期、地主側には、大閥検地によつて彼らの権利が否定されることを想定した対応が各地でみられるだけに、その可能性も考慮すべきであろう。

### 結論と課題

以上、織豊政権の故地である尾張、さらには天正十年（一五八二）から同二十年という近世社会へ向けて急速に収斂されてゆく時代に軸を定め、信雄検地と秀次検地を通じた権力側の在地把握の歴史を簡単に振り返つて、西加藤家（地主）の得分集積との関連を検証してきた。

とくに織田信雄は尾張入部後まもなく、信長・信忠時代の遺跡安堵や買地安堵という、家臣の所領ごとに把握する中世的な段階から脱却し、翌年には、検地による村高に基づいて領国トータルで把握するようになった。こうし

て家臣の知行高が統一的な貫高で把握された結果、知行替もおこないやすくなった。さらに四年後の再検地では家臣の宛行高が一貫未満の文単位まで記載され、「縄打ち」という表現などからも、実際の測量に基づく検地であった可能性もみえてきている。

その信雄が失脚したあと、尾張を領国とした秀次は同十九年に太閤検地の置目を出し、翌年には確実に実行されている。その間、十年間で権力側の在地把握は数段の進歩を遂げているといわざるを得ない。

しかしながら、地主側の得分集積という意味においては、これまでの戦国社会と大差ない実態の一部が浮かび上がってきた。

通説的には、近世的知行制への道を開いたと評価される信雄検地も、信長存命のころに越前で実施した織田検地と大差なく、検地によって詳細な貫高を把握したといっても、それはあくまで把握したに過ぎないという面があった。戦国期の大きな特徴である地主の得分集積はそのまま続けられていたのである。

一般的に「作あい（得分）」否定政策であるとされる太閤検地であるが、秀次の天正十九年検地の実効性に疑問がもたれるという前提付きながら、得分は史料上、それまでどおり、地主が収取している。太閤検地が「作あい（得分）」否定を目指した政策であったか否かについては別の機会に論じるとして、以上の結果、太閤検地とされる天正十九年の秀次検地の実施によって地主の得分は否定されていないことになる。

ただし、本稿で述べた結果はあくまで天正十年代の十年間（十二月八日に文禄へ改元される天正二十年を含む）に限定して考察した結果であり、天正十九年検地についての実効性に疑問を抱かせることを追認する結果を得たに過ぎないという批判もあろう。

当該地域においてはその後、「文禄再検」と呼ばれる太閤検地がおこなわれる。この検地は、文禄二年（一五九三）十一月二十八日に秀吉が尾張へ鷹狩りへ来た最中、「尾張国内、在々すいびせしめ、田畠荒候体」あるいは

「侍・地下人・百姓ニ至るまでも、家持候者、其在所をあけ、他国へ奉公ニ罷出様子書付、可申上候事」などという条々を発し、それにもとづいて秀吉が尾張へ検地奉行を派遣しておこなった再検である。耕地の荒廃や人材の流出などを書き上げ、領国を離れて京に常駐する秀次の領国支配の失政を正すためにおこなった面は否定できず、たぶん政治的な意味合いを持ったものであるだけに、本稿の論点をそこに持ちこんでいいのかどうかという問題もある。

よって今後、太閤検地と地主の得分収取をめぐる考察は、当該地域やほかの地域において、江戸初期の史料にまで踏みこんで検討する必要がある。

## 註

- (1) 脇田修「織豊政権論」(三鬼清一郎編『豊臣政権の研究』吉川弘文館、一九八四年)
- (2) 秋澤繁「太閤検地」(『岩波講座 日本通史 第11巻 近世I』一九九三年)
- (3) 『八日市市史』第三巻(近世)所収
- (4) 加藤益幹「統一戦争・統一検地と濃尾国境域(木曾川筋)の動向―織田信雄期(天正十年〜十八年)を中心に―」(『織豊期研究』創刊号、一九九九年)
- (5) 本文中はすべてその表記で統一する。
- (6) 『新修名古屋市史』第二巻・第七章第五節。ちなみに、加藤氏(註(4)参照)が同章第二節から第五節までの執筆を担当している。
- (7) 信雄検地については前掲註参照。秀次検地については、
- (8) 長谷川裕子氏は「太閤検地は政策として従来の土地保有者を唯一の土地所有者として把握し、それまでの得分収取関係を否定するという意図はなかったことが確認できた」(『中近世移行期における土豪の土地所有と村落』『歴史学研究』七四五号、二〇〇一年)とする。
- (9) 『愛知県史 資料編10・11・12・13』に所収される売券類に関して三河国にまで広げて探してみたが、やはりほとんど確認できなかった。
- (10) 註(4)
- (11) 『愛知県史 資料編12』所収の「尾張国寺社領文書」二二(以下、『愛知県史』所収史料の数字はすべて通し

の史料番号)

- (12) 『愛知県史 資料編12』所収の「大縣神社文書」三二一  
(13) 『愛知県史 資料編12』所収の「吉村文書」一六〇  
(14) 『統群書類従』第七〇九(武家部五五)  
(15) 註(6)  
(16) 信雄の家臣丹羽氏次の田地寄進状。天正十三年(一五八五)九月二十六日付で、寺領がごとごとく闕処になっていた尾張国安昌寺に田地など新たに寄進している(『愛知県史 資料編12』所収の「安昌寺文書」九九四)。  
(17) 神官の久能が伊勢外宮の禰宜に宛てた天正十一年九月の注進状(『愛知県史 資料編12』所収「外宮引付」一〇四七)。  
(18) たとえば、次のように記載されている。  
「三ヶ一引  
三百貫餘。  
尾州東方大。  
長田又五郎。  
小藪内相違。  
二百貫文。」  
同。

はじめの「三百貫餘」から「三ヶ一」を差し引いた知行替後の訂正分が「二百貫文」である。

(19) 信雄の家臣・治部卿法印(雑賀松庵)が、やはり信雄の家臣である小坂雄吉に、尾張国密蔵院領の屋敷地を、「惣縄之内」(総検地高)に含めることを伝えた史料(『愛知県史資料編12』所収の密蔵院文書一六一)。日付は十月二十一日で年号は未記載ながら、『愛知県史』

尾張における「織田検地」「太閤検地」と在地社会

は天正十四年と比定している。

- (20) 註(6)  
(21) 藤田恒春「豊臣秀次と尾張支配——八二九日の軌跡——」(『織豊期研究』創刊号、一九九九年)  
(22) 播磨良紀「史料紹介 豊臣秀次の尾張支配に関する一史料」(『織豊期研究』二号、二〇〇〇年)  
(23) 前同  
(24) 註(21)  
(25) 三鬼清一郎「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座 日本歴史』9、一九五七年)  
(26) 註(7)の中野論文。たとえば、検地置目と同年月同日付の「秀次黒印状」(『愛知県史 資料編13』所収の「池田家文庫所蔵文書」二二三)によると、秀次は、当時三河吉田城主だった池田輝政に対して郡図の徴収を指示していることから、尾張においても郡図や御前帳の徴収が秀次にとって急務の課題であったと考えられる。  
(27) 前掲論文参照。奥州の「大崎之一揆」で「成敗」された者らの「首鼻」が京都へ送られる路次、遠州掛川の山内一豊の城下を通ることを通達した浅野長政の書状を根拠の一つに上げている。  
(28) 『愛知県史 資料編13』所収の「名古屋博物館所蔵文書」二六六  
(29) 『愛知県史 資料編13』所収の「小松寺文書」二六七  
(30) 『愛知県史 資料編13』所収の「常滑市民俗資料館所蔵文書」二七四  
(31) 『新修名古屋市史』第二巻・第五章第四節

- (32) 『愛知県史』資料編11『解題』(永祿六年の項)
- (33) 註(31)
- (34) 『愛知県史』資料編11『所収の「尾張国熱田領内売券借用状」八〇九
- (35) 拙論「戦国期の「得分」の存在形態と成立過程」(『佛教  
 学大学院紀要』文学研究科篇 第三九号、二〇一一年)
- (36) 前同
- (37) 『愛知県史』資料編12『所収の「田島家文書」四一
- (38) 『福井県史』資料編5 中・近世三『所収の「野村志津雄家文書」9
- (39) 打渡坪付に記載される各斗代をそれぞれ反あたりに換算すると、およそ一石五斗となる。
- (40) 拙論「戦国期の「得分」めぐる戦国権力と地主の相剋——「買地安堵」を中心として——」(『鷹陵史学』三七号、二〇一一年)
- (41) 打渡坪付に記載される在所がその後の讓状(『福井県史』資料編5 中・近世三)『所収の「野村志津雄家文書」13』で得分売買されていることがわかる。
- (42) 佐脇榮智『小田原衆所領役帳「貫高考」』(『地方紙研究』二三九、一九九二年)
- (43) 拙論「戦国期の地侍による村落支配の一形態——和泉国熊取谷の「中家文書」分析を中心に」(『鷹陵史学』三四号、二〇〇八年)
- (44) 前掲論文の(表2)において、応仁二年(一四六八)から天正十一年(一五八三)までの同地域の加地子斗代の推移を示した。その中で永祿年間以降、一反あたりの加地子斗代が「二石」や「一石七斗」という水準になっていたことがわかる。また、同地域は、十六世紀半ば以降、地主(土豪・地侍)層を「氏人」とした根来寺の勢力が強く、たとえば、惣村熊取において地主の中氏は事實上、根来寺の被官として村落を支配している。
- (45) 註(7)の中野論文
- (46) 天正十三年(一五八五)、秀吉の和泉侵攻の際、泉南の地主(土豪)である中氏に伝来する多くの売券類も同時に焼失したものの、中氏は少なくとも六人以上の代筆者を使ってごく短期間の間に売券の復元作業をおこなわせ、太閤検地の対策として地主権の保障を求めたという説がある。和泉国は侵攻後、羽柴秀長領となり、同年四月には早くも太閤検地の指令が下っている。中氏としては、当然それまでの地主としての権利を秀長に認めてもらうために焼失した売券の復元につとめ、土地の売買に権利関係が移動したことを記す手継証文が付随していないことから、藤田達生氏は「復元にあたって、手継証文となるものまでは復元しないかわりに、最初の売主が直接中家や成真院に売却したように操作した売券を作成したのであろう」とする。同『日本中・近世移行期の地域構造』(校倉書房、二〇〇〇年)参照。
- (47) 註(7)の小島論文

(44) 前掲論文の(表2)において、応仁二年(一四六八)から天正十一年(一五八三)までの同地域の加地子斗代